

不登校児童生徒が相談・指導を受ける民間施設に関するガイドライン

令和5年9月28日
三股町教育委員会

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）の別記1「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」によるものとする。

三股町における上記の公的機関は三股町教育委員会が設置する適応指導教室（通称：サンライトルーム）とするが、様々な理由から当該施設に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間施設における相談・指導についても考慮する。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である三股町教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を十分に把握して総合的に判断する。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 施設名、施設代表者、施設所在地、連絡先等が明らかにされていること。
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (3) 我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っていること。
- (4) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費等（月額・年額等）が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。

3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、学校及び保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援につ

いて知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

(2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

(3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

(1) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

(2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校と施設との関係について

(1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 特に、当該施設において、不登校児童生徒が相談・指導等を受けた日数や活動内容等が学校と施設の間で適切に共有されるよう定期的な報告書等による連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭と施設との関係について

(1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

8 指導要録上の出欠に係る手続等について

(1) 不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付 文部科学省初等中等教育局長通知）の別記1によるものとし、指導要録上出席扱いの判断をするための流れは以下を参考とする。

(2) 指導要録上出席扱いの判断をするための流れ

① 不登校児童生徒及び保護者からの申し出を学校が受ける。

② 学校は、不登校児童生徒の家庭との十分な協議を通じて意向や状況を確認する。

③ 学校は、民間施設への訪問・見学等を通じて、相談・指導の状況及び今後の協力・連携について確認する。（必要に応じて三股町教育委員会と連携して実施する。）

④ 学校において、「指導要録上出席扱い」に関する協議を行う。

⑤ 校長は、三股町教育委員会に報告・協議を行う。

⑥ 校長が、三股町教育委員会との連携のもと「指導要録上出席扱い」の判断をする。（ただし、原則として年度更新を必要とし、年度内であっても状況等に変更が生じた場合には、校長は判断を見直すことができるものとする。）

(3) 指導要録上出席扱いとする場合の指導要録への記入について

指導要録の様式2「出欠の記録」の備考欄に出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

【記入例】出席扱い30（〇〇施設30）